

鹿屋市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布  
する。

令和 8 年 3 月 19 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男



鹿屋市規則第 14 号

令和 8 年 3 月 19 日 決 裁

鹿屋市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の給与の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。